

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

国民健康保険条例変更認可
国民健康保険直営診療所運営条例変更認可
国民健康保険手数料条例変更認可
国民健康保険税の納期の特例に関する条例制定認可

告示

鳥取県告示第三百三十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は次のとおりである。

昭和三十三年六月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- 肥料登録の更新
- 鳥取温泉保護に関する措置基準
- 国民健康保険手数料条例の制定認可等
- 国民健康保険条例の変更認可
- 結核予防法による医療機関の指定
- 種畜証明書の交付
- 地方臨時種畜検査の実施

登録番号 肥料の名称

保証成分量（パーセント）
窒素全量— 磷酸全量— 加里全量

生産業者の住所氏名

鳥取県第二二三号 五、五菜種油かす 五・五 二・〇 一・〇

東伯郡北条町江北七九六の一
磯江 正

鳥取県告示第三百四号

鳥取温泉保護に関する措置基準を次のように定める。

昭和三十三年六月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

(特殊地域指定)

第一条 温泉法第一条の目的を達成し併せて、同法第四条前段の事由の発生を防止するために、鳥取温泉を特殊地域に指定する。

2 特殊地域は別図のとおりとする。

(許可、不許可の基準)

第二条 特殊地域における温泉掘さく、動力装置、温泉利用の申請に対する許否についてはこの基準によるものとする。

(新掘さく)

第三条 特殊地域内における温泉の新掘さくは、当分の間認めないものとする。

(源泉口径)

第四条 温泉掘さくの源泉口径は、三インチ以内とする。

(動力装置出力)

第五条 温泉動力装置出力は、一源泉につき二馬力以内とする。

2 二以上の源泉を混合使用するときは、これを一源泉とみなし、その動力装置出力は前項同様とする。
(エヤー・コンプレッサー)

第六条 エヤー・コンプレッサーの使用は禁ずる。

(動力装置切下げ)

第七条 温泉動力装置位置切下げ深度は、地表面から二メートル以内とする。

(井戸掘さく)

第八条 特殊地域内において、井戸の掘さくをしようとする者は、井戸掘さく着手後すみやかに別記様式により知事に届け出なければならない。

附 則

この基準は、昭和三十二年六月二十五日から適用する。

別 図

鳥取温泉特殊指定地域範囲

東部……久松橋西詰から末広通りに沿い、宝温泉東方

市道を山陰本線に連なつた線

西部……若桜橋南詰から鳥取駅に至る若桜街道東方側

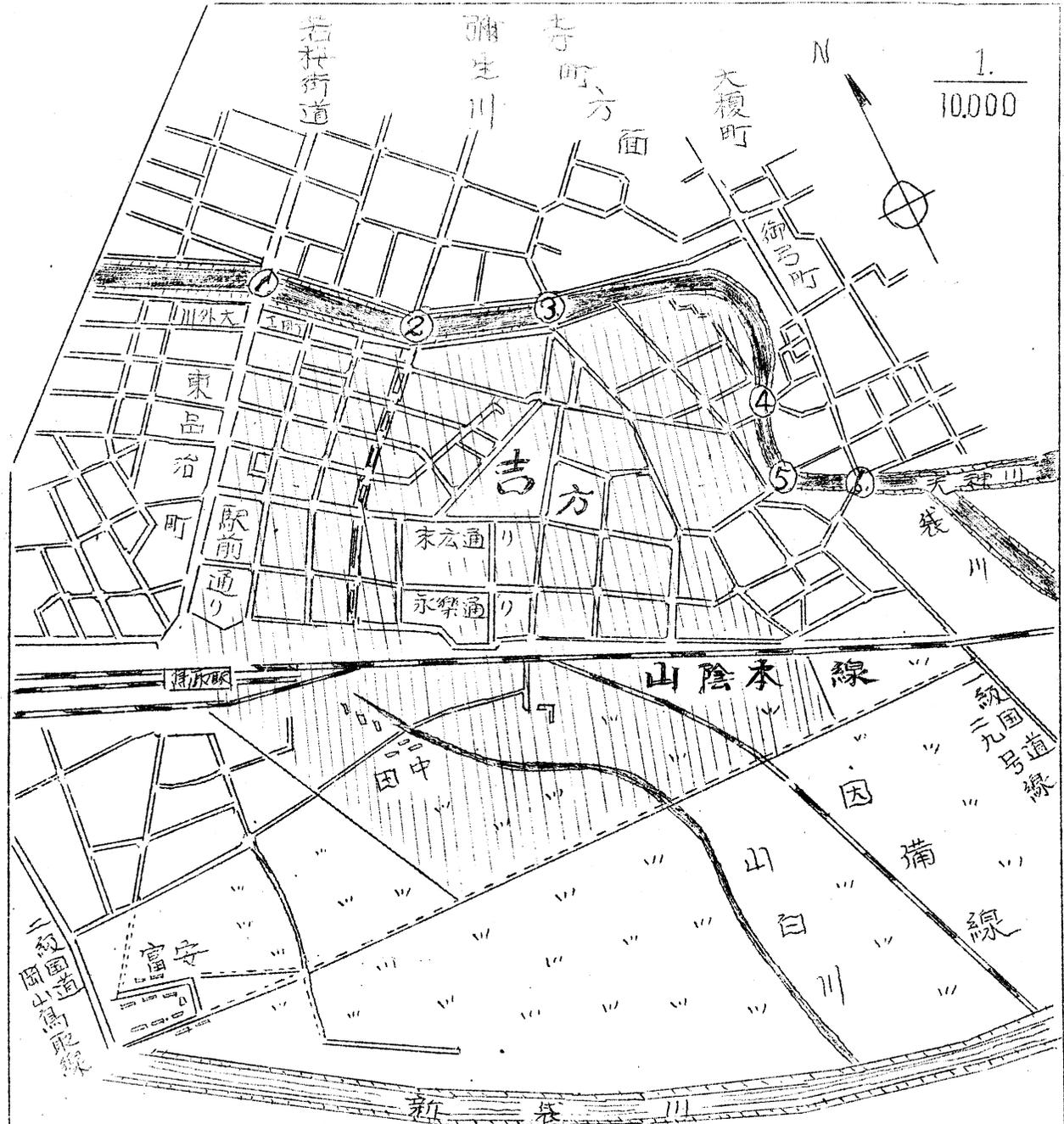
溝壁を境界とす

南部……東部南端から西部南端を結んだ線並に田中、

富安地域の一部

北部……若桜橋南詰から袋川南方土手に沿つた線

00994



鳥取温泉特殊指定地域図

凡例 特殊指定地域

- | | | |
|-------|-------|-------|
| ① 若桜橋 | ③ 新橋 | ⑤ 久松橋 |
| ② 彌生橋 | ④ 一本橋 | ⑥ 吉方橋 |

別記様式

鳥取温泉特殊地域内における井戸掘さく、届

- 一 住 所
- 一 職 業、氏 名
- 一 生 年 月 日
- 一 井戸使用の目的
- 一 井戸掘さく、の理由
- 一 掘さく、地の地目及び地番並びに附近の状況
- 地 目
- 地 番
- 附近の状況 別添のとおり(周囲二百メートル以内の見取図)
- 一 掘さく、口径、深さ、その他
- 口 径 インチ
- 深 さ メートル
- 井営の種類
- 一 工事施行者及び施行方法

工事施行者

施行方法

- 一 着手及び完了予定年月日
- 着手予定
- 完了予定

右のとおり鳥取温泉保護に関する措置基準第八条の規定により関係書類を添えお届けします。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

鳥取県知事

殿



鳥取県告示第三百五号

国民健康保険を行う黒坂町に対し、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き黒坂町国民健康保険条例及び黒坂町国民健康保険手数料条例の制定並びに黒坂町税条例の一部改正を昭和三十一年五月二十日認可した。

昭和三十二年六月二十五日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六号

国民健康保険を行う三朝町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き三朝町国民健康保険条例の一部変更を昭和三十二年五月五日認可した。

昭和三十二年六月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百七号

国民健康保険を行う赤碕町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き鹿野町国民健康保険条例の一部変更を昭和三十二年五月五日認可した。

昭和三十二年六月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百八号

国民健康保険を行う石見村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き石見村国民健康保険条例の一部変更を昭和三十二年六月一日認可した。

昭和三十二年六月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとづき指定医療機関として、昭和三十三年五月一日次のものを指定した。

昭和三十二年六月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称 所 在 地 管轄保健所
豊 田 医 院 倉吉市場町二丁目一、倉吉保健所
○八七番地
倉吉市国民健康保 井手畑一三六番
険直営上北条診療 地ノ三 所

種 畜 検 査 名 簿

種畜証明書番号 名 前 種類 生年月日 産地 血統 検査成績 飼養者の住所

佐伯 医院 日野郡江府町大字江尾 根雨保健所
一、九九七番地
伯南町国民健康保 伯南町生山四八
険直営生山診療所 九番地三

鳥取県告示第三百十号
次の種畜について家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により種畜証明書が交付された。
昭和三十二年六月二十五日
鳥取県知事 遠 藤 茂

昭三二鳥取聖竜	黒四六六〇	黒毛和種	二八、五、九	岩美郡岩蘭竜	黒一八八二	第九びじり	二級	鳥取市吉成
第一号	黒四六六〇		五、九	美町	黒一八八二	本黒四三八		太田 太郎
第二号	第一旭		二九、六、二〇	八頭郡智頭町	黒一八五九	第四あやみつ		岩美郡国府町 栄
第三号	福政		三〇、三、五	鳥取市大畑	黒一八七五	ひさよ		鳥取市国安
第四号	第一吉倉		二七、一一、二〇	八頭郡用夏源	黒一八五九	よしくら		岩美郡岩美町 富
第五号	富信		一一、二〇	ヶ瀬町	黒一八五九	七二六一		富上村 光治
	四四六七		一一、二〇	船岡町	黒一八五九	とみのぶ		福部村細川 山根 那治

第六号	第三名月	四〇二四	二八、二九	坂村	鷺	黒七二一	はやし	鳥取市東桂見
第七号	能碧	五二二七	七、一二	鳥取市猪岩	安	三三七二	おおか	森本平造
第八号	ヤカー、〇〇一	〇〇一	三〇、二〇	山形県	本四七七	本四〇二九	本四〇二九	幡高郡気高町八
第九号	桃山染洋	本一七三	日本ザイ	広島県佐伯郡原町	桃山四号	本三五九	わかばかをり	鹿野町繁松
第一〇号	第五岩谷	種一〇五八	中ヨロク	気高郡酒津村	ティブセリフタ	種八九〇五	種四九三三一	三谷忠俊
第一一号	正宮	五六犢八	黒毛和種	八頭郡若	日下部寿龍	黒一〇六五	まさみや	八頭郡若松町
第一二号	第三倉金	五六犢八	三、三	桜町	西秀	二二二八	黒五八九〇三	津村繁治
第一三号	第十六榮竜	五六犢八	二、一〇	八頭町	日翠	三三六一	七くさかべず	用ヶ瀬町
第一四号	第十六翠竜	五六犢八	三〇、二二	安部村	谷林	二五七八	くらかね	小松善一
第一五号	栄	五六犢八	一一、二二	若桜町	三旭桜	四二八一	おやす	福本石藏
第一六号	新桜	五六犢八	一〇、二八	上私都村	夏源	一八五九	さだみつ	川元健太郎

第一七号	第二貞光	黒四五五一	二九、二〇	佐治村	夏源	一八五九	さだみつ	河原町良一
第一八号	第三旭桜	四二八一	二八、二五	大村	第三あさひざく	二六三八二	ら	郡家町秀雄
第一九号	日翠	三三六一	二六、二二	安部村	第一四光竜	一五三八	第十三ときわみ	中本金松
第二〇号	西秀	二二二八	五、五	河原町	にしひで	二八六一	子鳥	河原町保
第二一号	桃花	二六九四	三〇、二九	河原町	西秀	二二二八	ももばな	中私都村
第二二号	石寿	一八一八	三、二〇	船岡町	日下部寿龍	一〇六五	ひでよ	山本新松
第二三号	秀村	黒四六九一	二九、二〇	河原町	西秀	二二二八	ささき	船岡町英雄
第二四号	日下部寿龍	一〇六五	二五、三一	安部村	第十四光瀧	一五二八	はなやま	八頭村守島徳次郎
第二五号	勝丸	四二八〇	二八、二〇	中私都村	昭益	五五〇	ひらさき	丹比村竹内豊次郎
第二六号	沢鶴	三八〇五	二七、二五	八東村	藤常	五五一	あづまづる	用瀬町吉美
第二七号	昭進	五四犢八	二九、二八	国英村	西秀	二二二八	第三さくら	智頭町嘉吉

第三九号	庄貞	二九、一五	岩美郡福部村	第七寿	ふくべいけだ	東伯郡三朝町
第四〇号	森松 五五轢東	九、一	東伯郡関金町	益広	たつみや	倉吉市岡富雄
第四一号	花政	四、二六	赤碕町	花榮	第二やまね	宍島 巖
第四二号	山初	二八、一二	倉吉市	友	第一こばやし	巖城 収
第四三号	入吉	六、二六	入江	入江	よしだ	東伯郡三朝町 博
第四四号	入川	二七、一四	川上貞市	川上貞市	おほじつ	川上貞市
第四五号	花秀	五、二八	東伯郡下山村	花米	なりゆき	倉吉市別所 秋光
第四六号	日之出	一、一八	北条町	山田	やました	東伯郡北条町 義雄
第四七号	牧田	二九、二六	倉吉市	山稔	第二はつとの	倉吉市上古川 安藤 修一
第四八号	栄憲	二、二六	東伯郡東伯町	良山	たかの	東伯郡関金町 積
第四九号	伯栄	二八、一〇	倉吉市中江	井上	おくの	小林 武治
第五〇号	健栄	二七、二	山下田	山田	ぼたん	藤井 庫光

第二八号	徳 五五轢八二七三五	三〇、二九	丹比村	日下部寿龍	きよかわ	土師農協
第二九号	初錦 五五轢東	三一、二四	東伯郡東郷町	山初	たかむら	東伯郡東郷町 芳蔵
第三〇号	山方 五五轢東 六五四九	三〇、二七	関金町	伯栄	いしたか	木山 良藏
第三一号	入勇 黒四三六〇	二八、七	倉吉市	入江	あき	羽合町 洋
第三二号	豊錦 黒四五五五	一、二三	東伯郡北条町	錦	たかとし	東郷町 仲寿
第三三号	栄富 五五轢東 一五五三	二九、四	中山村	益広	しまち	本庄寿美恵
第三四号	清鳳 五五轢東 一二三七	三〇、二	倉吉市	栄信	みどり	倉吉市北野 増田 節雄
第三五号	花勝 五五轢東 九〇	八、二六	東伯郡北条町	花榮	やすみや	東伯郡北条町 昌晴
第三六号	青葉 五五轢東 六三六〇	六、二四	三朝町	入川	ひくつた	三朝町 庄一
第三七号	入垣 五五轢東 一〇六二	九、一〇	倉吉市	入吉	いくた	倉吉市中河原 中垣寛次郎
第三八号	大徳	一、一	東伯郡北条町	日之出	たかとも	倉吉市 池田 喜義

第六三号	第一一セコイアロ メオビ 全農二七九八八RA 日ホ二三五	ホルスタ イン種	二二、 三、	五	米国カル ア州	セコイアロメオ ビー	ロイスハイクオ リテイーセコイ	鳥取赤碓町 種畜牧場
第六四号	スコークイゴ デンリアリーゼ ジョン 日ホ三三三九五	イ州	二八、 二二	二	イ州	スコークイ ゴールディン リンズ	スコークイプリ ンセスエルネ	二級
第六五号	カーネーション イムライト 日ホ三二二三八	ワシントン 州	二六、 一一、 一六	二	ワシントン 州	ハルローズ プレグレッツサ	カーネーション ミニチュアル ホームステッド インカ	二級
第六六号	カーネーション レジデントラツシ 日ホ三三七二一	東伯郡赤碓町	二九、 二二、 二五	一	東伯郡赤碓町	カーネーション プレジデント	カーネーション ラツシローラ ンチャツク	二級
第六七号	第一〇サーウオー カーメオプロス ペクト 日ホ三四一九五	西伯郡岸本町	三一、 二七	一	西伯郡岸本町	サーウオーカー メオプロスベ クト	第一エスエム ダビドソフレ ディ	二級
第六八号	豊 参	西伯郡岸本町	二九、 七	五	西伯郡岸本町	第五栄光	ゆたか	二級
第六九号	謙 次	淀江町	二九、 七、 一四	一	淀江町	益 広	けん	二級
第七〇号	小倉吉	気高郡気高町	三〇、 七	一	気高郡気高町	第四小倉	ふさし	二級

第五一号	栄 錦 五六横西 一五〇八	西伯郡名和町	三〇、 一〇、 一五	一	西伯郡名和町	第五栄光	やすのり	由良町 米田千太郎
第五二号	栄 政 五六横東 三八三	東伯郡東伯町	九、 八	一	東伯郡東伯町	良 山	まつ	東伯町 松田 政知
第五三号	栄 利 五五横西 六〇六四	西伯郡春日村	六、 二	一	西伯郡春日村	第二栄光	第二めいこう	千草久太郎
第五四号	金 松 横東 一二七二	倉吉市大河内	二九、 二二、 三一	一	倉吉市大河内	金 幸	きた	由良町 米田千太郎
第五五号	小 決 黒四九〇七	東伯郡東伯町	九、 一〇	一	東伯郡東伯町	友 益 広	第一こはま	東伯町 斉尾 晃
第五六号	寿 広 四四五四	益 広	二八、 一	一	益 広	益 広	ことぶき	種子 鶴一
第五七号	花 東 四四五五	花 島	一、 六	一	花 島	花 島	ひがし	千草久太郎
第五八号	良 山 三六六一	西伯郡第二栄光村	二七、 二〇、 三〇	一	西伯郡第二栄光村	第二栄光	第一七さいわ	徳丸 音松
第五九号	隆 津 三六六二	東伯郡東伯町	二八、 二〇	一	東伯郡東伯町	山 本	のぶ一	朝倉直次郎
第六〇号	天 山 二八四九	赤碓町	二七、 二二、 二五	一	赤碓町	生 田	まへた	中山村 金平 繁信
第六一号	花 栄 二六、 二〇	中山村	二六、 二〇	一	中山村	花 米	やまあらし	赤碓町 真山 光雄
第六二号	花 栄 黒 五八一	由良町	二四、 三	一	由良町	花 島	第一ちまつ	中山村 田川 太藏

第八〇号 船山	三〇、二八	福島県種	オリオンフラン	福畜	くにとま五七	西伯郡名和町
昭三三鳥取 第七栄光	二六、二〇	西伯郡大幡村	栄光	はしえ	予鳥一二八九五	橋本 鼎一
第二号 保次	二二、一八	大山町	武峯	かめ代	本黒四五七	中山町 豊蔵
第三号 栄広	二八、一四	名和町	益広	ちのみや	黒二六三一	名和町 義次
第四号 大栄	三〇、二	日吉津村	日鹿	第二おほしま	本黒四〇八五	大山町末吉
第五号 栄東	二七、一〇	日吉津村	益広	みうぐ	一二七四一	船原 典
第六号 忠栗	二六、二八	所子村	日鹿	たぐち	予鳥五八一四	大山町 光三
第七号 プリンス	四、二〇	大幡村	輓稔	第三巴	重半	岸本町 猛
第八号 益広	二、二八	大高村	栄光	さかゑ	予鳥二二六五	淀江町 之助
第九号 優隆	三、一五	青森県上北郡七戸	重半	初隆	重系	伯仙町 功
第一〇号 長香	三、一八	青森県上北郡七戸	安永	香善	アノ	岸本町 勇

第七一号 光行	三、一	八頭郡	銀翼	みつゆき	〃	〃
第七二号	二二、二三	岩手県小岩井農場	第六〇スプリングバンクエロイ	第三チーデポツ	〃	〃
第七三号	二七、三	東伯郡赤碓町	第四三キングベ	ヴィーマンアニ	〃	〃
第七四号 鳥取一	三、五	福島県伊達郡	予フク	予フク	一級	〃
第七五号 松谷	三、二六	岩手種畜場	予イテ	予イテ	二級	〃
第七六号	二八、三一	東伯郡赤碓町	ヒストンウッド	鳥種	二五、四八	〃
第七七号 中牧	二九、一六	中国種畜場	第二四ヒストン	ヘラルドキョク	〃	〃
第七八号	三〇、五	〃	ランズ	シヨウサカエフ	〃	〃
第七九号 松雪	三、八	長野種畜場	4NP五〇三	IVS二	高♀ 二一五	〃

第三二号 第五栄光	黒二六二八	一〇、一	県村	栄光	黒	五二六	くめじ	予鳥五九七二	宗像	三浦	時義
第二三号 時津	二二六二七	二、二八	高麗村	白康	黒	二二五八	第三いわね	本黒七九四五	別所	横山	頼介
第二四号 第七保命	三二、	六	岸本町	第五栄光	黒	二六二八	かじき	黒三三二二八	西伯郡岸本町	景山	節
第二五号 勝利	三〇、	三	市町	第二栄光	黒	七五六	たなか	一〇七九〇	野口	大	利市
第二六号 桃山牧羊	日本ザイ ネン種	三、	一	伯郡平良	桃山四	本	三五九	なかおはやまさ	米子市皆生	鳥取県立山陰	酪農講習所
第二七号 司栄光	黒毛和種	三〇、	四、	米子市二	第五栄光	黒	二六二八	たけみや	日野郡溝口町	西村	幸治
第二八号 晃旭	三、	一八	村	西伯郡	益	九	九	たかはし	益田	義晃	益田
第二九号 泰広	五、	二	淀江町	益	九	九	九	とみやす	清水保五郎	清水保五郎	清水保五郎
第三〇号 福寿	二七、	一	所子村	益	九	九	九	かみまへ	白根	慶治	白根
第三一号 長栄	三〇、	三	井	米子市石	綱	吉	三二六五	みのる	江府町小江尾	長尾	保一
第三二号 雄峯	二七、	一〇	江町	西伯郡淀	益	九	九	みどり	神奈川農協	加藤	雅雄

第一号 崇海	五、	八	北海	道浦	オストロゴート	玄世	名和町	荒松	安正					
第二号 益富	黒毛和種	三〇、	八、	二〇	西伯郡日	益	黒	九	九	たかはとり	黒六九〇四七	米子市和田町	井田	高富
第三号 益栄	二九、	一〇、	二五	岸本町	第二栄光	七五六	がへい	本黒一二五四五	西伯郡西伯町	前谷	光久	西伯郡西伯町	前谷	光久
第一四号 清光	一八、	二〇	大幡村	第二栄光	七五六	せいとう	二九四五	としひろ	梅原	会見町	享	梅原	享	享
第一五号 綱原	三〇、	二八	大山町	益	九	九	九	のぶはし	加川	遠藤	潔	加川	遠藤	潔
第一六号 光龍	九、	二〇	県村	第五栄光	黒	二六二八	よしひさ	二二〇九四	船橋	智章	坂長	加川	遠藤	潔
第一七号 伊山	二九、	七	一	伯仙町	第二栄光	七五六	ふくなり	一一二五五〇	加川	遠藤	潔	加川	遠藤	潔
第一八号 第一二栄光	黒五一一五五	六、	三	大高村	第二栄光	七五六	まよみつ	二二〇八三	みつやま	八五四四八	かじき	三三三二八	今在家	英知
第一九号 第六栄光	四三六一	四、	二	三	大幡村	益	九	九	九	九	九	九	九	九
第二〇号 春風	三〇、	五、	一〇	日吉津村	益	九	九	九	九	九	九	九	九	九
第二一号 第二寿広	黒四九六九	二九、	一〇、	二五	岸本町	益	九	九	九	九	九	九	九	九

第三三三号 優	二、三	日野郡江府町	卯月一二二	あさよし	溝口町 栃原
第三四号 富昭	二、三	北海道的昭典	本黒二五二一	一〇〇九八	相見 秋常
第三五号 善賢	四、三〇	東郡浦幌村	昭典	第五ヅエ富士	江府町 誉治
第三六号 風見	二六、一〇	米子市葭津	益広	九九	たかみ
第三七号 秀南	二六、七	西伯郡所子村	黒鹿	九九	黒四一八八
第三八号 哲山	一三、一	八頭郡隼村	金太	予鳥一二三三一	こもり
第三九号 幸福	二八、一〇	西伯郡宇田川村	益広	九九	ことおき五
第四〇号 初栄	二七、二八	日野郡日野村	木下	はつる	八二六六五
第四一号 第三栄光	二六、二〇	溝口町	益黒	九九	たかた
					本黒一二七七一
					一級
					大下 勅雄
					松本としゑ
					根雨町 般夫
					板持 兵藏
					出垣甚太郎
					多里村
					湯上
					黒坂町上菅

鳥取県告示第三百十一号
 地方臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和三十二年六月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日程	検査日 時	受検査畜の種類
検査場所	検査日 時	和牛、めん羊、山羊、豚
米子家畜市場	七月十五日午前九時	
江尾	十九日午後一時	
船岡	二十五日午前九時	
浦安	二十九日	
倉吉	三十日午後一時	

鳥取県告示第三百十二号

国民健康保険を行う石見村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項に基き石見村国民健康保険条例の一部変更を昭和三十三年六月十日認可した。

昭和三十三年六月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百十三号

国民健康保険を行う石見村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項に基き石見村国民健康保険直営診療所運営条例の一部変更を昭和三十三年六月十日認可した。

昭和三十三年六月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百十四号

国民健康保険を行う石見村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項に基き石見村国民健康保険手数料条例の一部変更を昭和三十三年六月十日認可した。

昭和三十三年六月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

